

「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内

令和6年2月分からスタート

厚生労働省は、令和6年2月分から5月分の賃金改善の補助として、介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付します。

Q1 . どのような補助金なの？

A1 . 令和6年2月分から5月分の介護職員の賃上げを目的とする補助金です。

2～5月分まで、介護サービス事業所・施設等に対し、従来の介護報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を介護職員等の賃上げに使うことを要件とした補助金を創設**します。

6月以降は、介護報酬改定により、今回の補助金額を上回る加算率の上乗せを行うこととしています。

Q2 . 補助金の額はどのように決められるの？

A2 . 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算分が含まれます。

$$\boxed{\text{ある月の総報酬}} \times \boxed{\text{交付率}} = \boxed{\text{補助額}}$$

({ 基本報酬 + 加算減算 } × $\frac{1 \text{ 単位の}}{\text{単価}}$)

これにより、標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人当たり月額6,000円相当の補助金が交付されます。

このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額6,000円の引き上げを行うものではありません。

Q3 . 補助金の申請手続きは？

A3 . 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。

介護報酬関係で市町村に届出を行うサービス事業者も、この補助金の届出先は都道府県です。

都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成してください。

補助期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)

今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。



Q4 . 補助金の対象となる要件は？

A4 . 以下の3つの要件を満たすと、補助金を受け取ることができます。

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること

令和6年4月サービス提供分からの算定が必要です。まだ算定されていない事業所は、都道府県・市町村への届出をご準備ください。

(2) 原則として、令和6年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改訂が間に合わない場合は、
令和6年2月分は3月分とまとめて賃金改善を行うこともできます。

ポイント

令和6年2・3月分は一時金等による賃金改善としても構いません。

月ごとの賃金改善額がその月の補助金額以上となる必要はありません。

令和4年度の処遇補助金で求めた「2月からの賃金改善開始の報告」は、今回は不要です。

(3) 補助金の全額を賃金改善に充てること

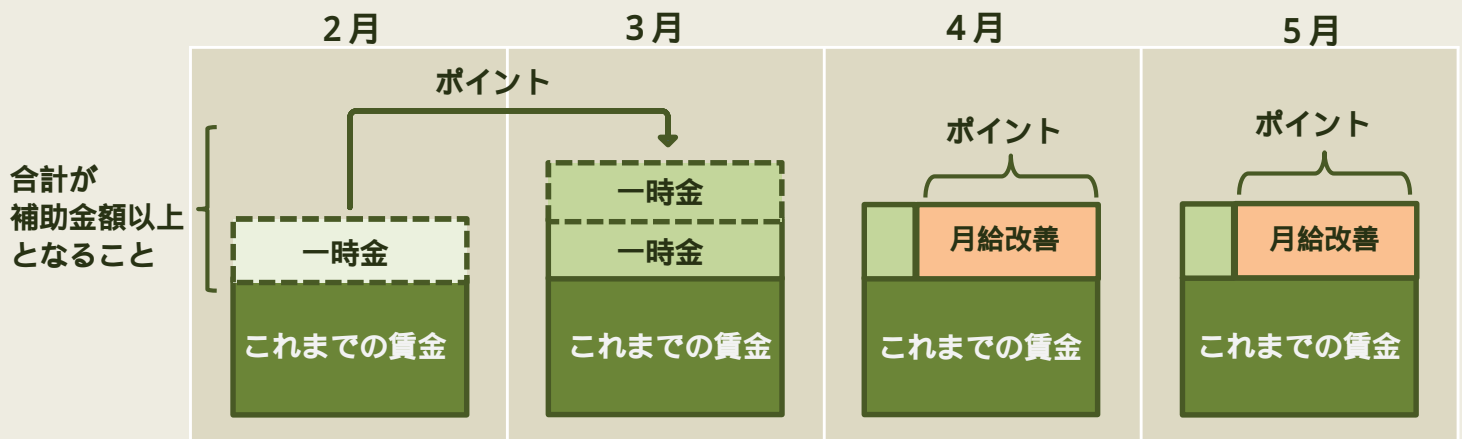
かつ、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上を基本給等の引上げに充てること

ポイント

基本給等の引上げ（月給の改善）とは、

「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引上げをいいます。

基本給等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、
全体として、補助金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。



「4月分の賃金」を2か月遅れで6月に払う、といった対応も可能です。従来の加算分が2か月遅れなら、補助金も2か月遅れで支払うなど、職員への支払の月は加算と補助金で揃えてください。

Q5 . 職種間での補助金の配分方法は？

A5 . 介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

事業所で、介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てることが可能です。

介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

お問い合わせ先

介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

長崎県長寿社会課

電話番号：

095-895-2436

長崎県（長寿社会課）への手続き

概要

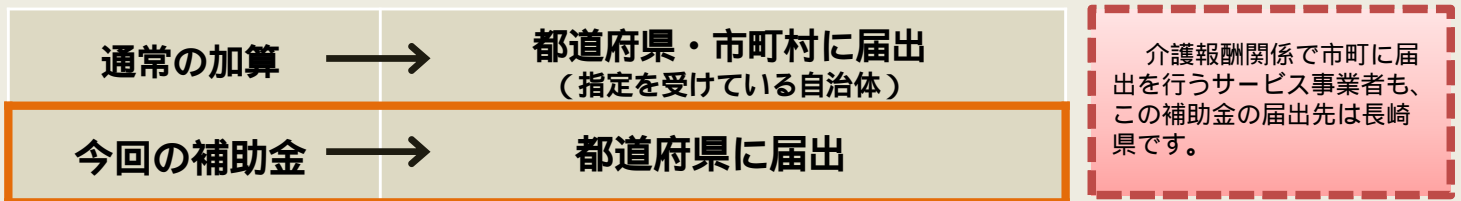
補助金を申請する場合、事業者は、4月15日までに、以下に記載する長崎県長寿社会課のメールアドレスへ計画書及び関係書類を送付してください。

都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。計画書は、県から示される様式を用い、他の都道府県分とは別に作成してください。

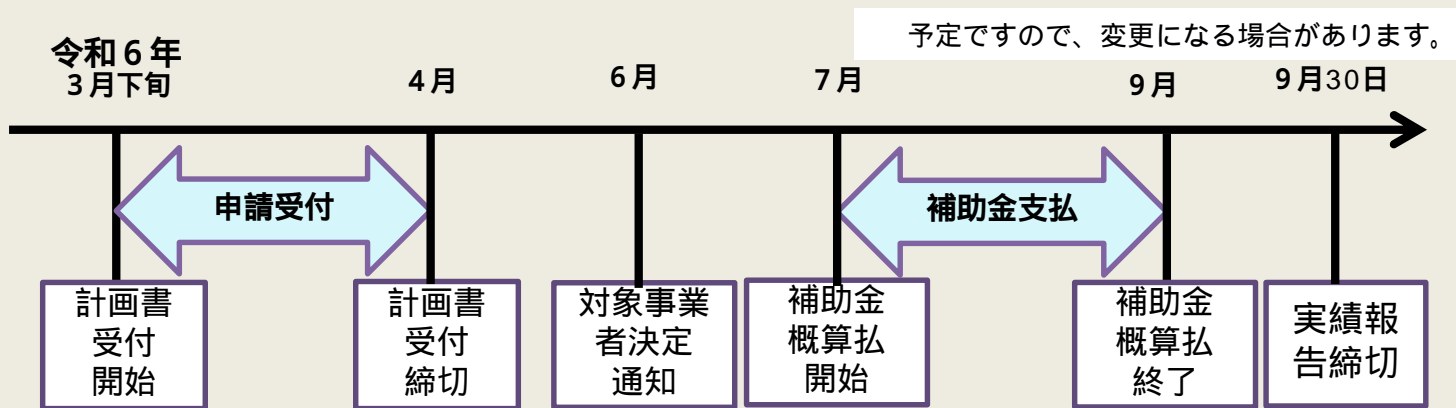
補助期間終了後、事業者は（9月30日までに）県が委託する処遇改善支援補助金事務局へ実績報告書を提出してください。

（要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。）

今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、県が行います。



スケジュール



< 6月初旬頃 >

県は、申請内容を審査し補助金を交付すべき事業者として適当と認めたときは、交付対象事業者決定通知書を送付します。なお、申請内容の審査は、県が処遇改善支援補助金事務局（外部の事業者）へ委託して行います。

< 6月から9月 >

長崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）は、補助事業者が補助対象期間中に毎月国保連に送付する請求情報（介護報酬総額）に基づき、補助金額を計算し、補助事業者へ通知します。

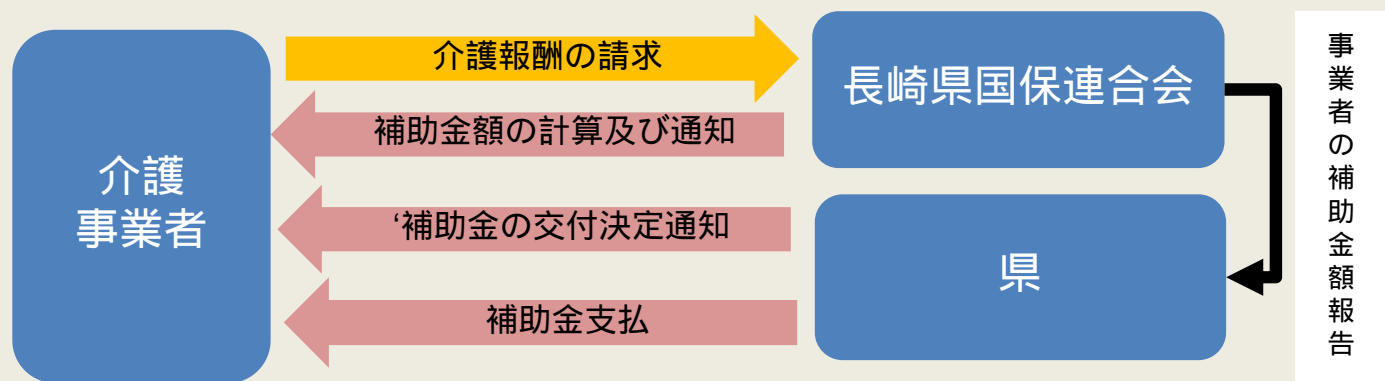
< 7月中旬頃から9月 >

県は、国保連から報告を受けた補助金額をもとに補助事業者指定の振込先口座へ交付金を支払います。

< 9月末日まで >

補助事業者は、この補助金による事業実績の報告を介護職員処遇改善実績報告書により、処遇改善支援補助金事務局を通じて県に提出します。

補助金支払の流れ



< 国保連からの補助金額の通知時期 >

補助金額の通知は、2～4月分を6月に、5月分を7月に国保連が補助対象事業者へ行います。なお、県は、国保連から報告のあった事業者ごとの補助金額の報告をもとに補助金の交付を決定したうえ、その決定の内容等を記載した交付決定通知書を補助対象事業者へ交付します。

< 補助金の交付時期 >

補助金の交付については、早期に受領しなければ運営が困難になる場合等を除き、8月に2～5月分を一括して交付する予定としています。

8月の一括受領では事業運営に支障が生じる事業所がある場合は、7月に2～4月分を、8月に5月分を交付する予定とします。

受領時期は、補助金の申請時に選択していただきます。

< 過誤調整・月遅れ請求への対応 >

令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む額で補助金額を計算します。

介護報酬の月遅れ請求があった場合は、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応します。

上記の過誤調整（増額分のみ）及び月遅れ請求に対する対応は、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに国保連により受け付けられたものに限りです。

長崎県ホームページ **補助金要綱や各種様式等を掲載しています。**

組織で探す 福祉保健部・長寿社会課 長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/syogu/>

補助金交付申請（計画書）の送付先

処遇改善支援補助金専用メールアドレス：kaigo-syogukaizen@pref.nagasaki.lg.jp

お問い合わせ先

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 施設・介護サービス班 電話 095-895-2436

4月以降のお問い合わせや実績報告書の提出先は、処遇改善支援補助金事務局とする予定ですので、事務局体制が整い次第、お知らせします。